

秋田県条例第五号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び」を「及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第十七条の規定による改正前の」に改める。

第二十六条第一項第三号中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項第四号中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同項第六号及び第七号中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第二項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。